

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成 23 年 3 月 11 日
閣 議 決 定

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア E P A 又は日フィリピン E P A に基づき本邦に入国・滞在外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア E P A 及び日フィリピン E P A に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3.

(1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)